

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第23号 長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第24号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第25号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、議案第25号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第26号 長井市すみれ学園設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原

案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第30号 長井市地域生活支援事業負担金徴収条例を廃止する条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、議案第30号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○鈴木富美子議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

内谷邦彦産業・建設常任委員長。

(内谷邦彦産業・建設常任委員長登壇)

○内谷邦彦産業・建設常任委員長 令和6年3月市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案8件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査いたしております。

なお、議案の該当箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第10号 令和5年度産業振興拠点タス改修事業工事請負契約の一部を変更す

る契約の締結について申し上げます。

本案は、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）第2条の規定により、工事請負契約の一部を変更する契約の締結をするため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、工期が延長になる理由はとの質疑がなされ、商工振興課長からは、エレベーター工事の際、架台の腐食が判明したことから、安全対策上、再利用はできないと判断し、同部分の改修工事が必要となったためとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 タスビル改修事業工事請負契約の一部を変更する契約の締結について申し上げます。

本案は、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）第2条の規定により、工事請負契約の一部を変更する契約の締結をするため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 財産の取得について申し上げます。

本案は、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）第3条の規定により、新産業団地造成（仮称今泉産業団地開発事業）の用に供する土地を取得するため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、土地取得の予定価格はとの質疑がなされ、新産業団地整備課長からは、予定価格は令和4年度の不動産鑑定による単価に基づいて算出しており、国道等に隣接するなどの条件によって価格

差が生じるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、団地整備の工期はとの質疑がなされ、新産業団地整備課長からは、令和6年度から一部着工し、主に令和7年度から令和8年度にかけての造成工事を予定。なお、令和8年度から造成地を販売できるよう、工期を組んでいるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 市道路線の認定について申し上げます。

本案は、県営農地整備事業に伴う2路線、国道113号梨郷道路事業に伴う4路線及び四ツ谷地内宅地造成に伴う2路線について、市道路線の認定を行うため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、四ツ谷南2号線、3号線の延長の予定はとの質疑がなされ、建設課長からは、延長については未定であるが、今後必要となった場合、同市道に隣接する土地所有者と協議したいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、消雪装置の電気代などの維持管理費用はとの質疑がなされ、建設課長からは、新しい消雪道路であり、維持管理費用は通常経費の範囲内との答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 市道路線の廃止について申し上げます。

本案は、県営農地整備事業に伴う2路線及び国道113号梨郷道路事業に伴う4路線について、市道路線の廃止を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 長井市河川公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、白川きらりふるさと河川公園を長井市河川公園として開設するに当たり、所要の改正を行うため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、同公園の今後の維持管理等についてはとの質疑がなされ、建設課長からは、地元の豊田地区に草刈りなどの維持管理業務をお願いする予定との答弁を受けたところであります。

また、委員からは、同公園の整備内容はとの質疑がなされ、建設課長からは、駐車場ほか、釜場、グラウンドゴルフ場、芝生広場など市民の憩いの場となるよう整備した。今後は桜堤で植樹する予定との答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、河川公園整備の今後の予定はとの質疑がなされ、建設課長からは、道の駅付近の最上川河川敷で緑地公園化を検討していくとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水道法（32年法律177号）の改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、所管する省庁が替わることの背景はとの質疑がなされ、上下水道課長からは、これまでの厚生労働省では新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新たな感染症対策の強化を図り、これからの国土交通省では老朽化した水道施設の更新を図りたいという国の意向があるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 長井市技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例

の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水道法（昭和32年法律第177号）の改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、水道事業に限って管理監督する人を置くこと理由はとの質疑がなされ、上下水道課長からは、水質基準に適合した水道水を供給するため、水道法により、水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当する水道技術管理者を1人置くことと規定されているため、条例で水道技術管理者の資格基準などを定めているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○鈴木富美子議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第14、議案第10号 令和5年度産業振興拠点タス改修事業工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてから、日程第21、議案第29号 長井市技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの8件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第14、議案第10号 令和5年度産業振興拠点タス改修事業工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第15、議案第11号 タスビル改修事業工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、議案第11号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、議案第12号 財産の取得についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、議案第12号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第17、議案第14号 市道路線の認定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第18、議案第15号 市道路線の廃止についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第19、議案第27号 長井市河川公園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第20、議案第28号 長井市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第21、議案第29号 長井市技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告